

令和7年 第20回厚沢部町農業委員会総会議事録									
招集年月日	令和7年2月10日								
招集の場所	厚沢部町町役場2階 第1会議室								
会議の日時	開 会	令和7年2月17日 午前 9時00分							
	閉 会	令和7年2月17日 午前 10時00分							
出席者の数	委員定数14名のうち 出席者14名 欠席者0名								
出席委員	職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名			
	1番 会長	外 崎 明	7番 委員	下川部 和 宏	13番 委員	由 利 昭 人			
	2番 委員	吉 田 藍	8番 委員	川 口 豊	14番 委員	佐 藤 貴 彦			
	3番 委員	佐 藤 美登子	9番 委員	西 口 智 章					
	4番 委員	木 村 卓 也	10番 委員	奈 良 和 人					
	5番 委員	齋 藤 和 博	11番 委員	木 口 幸 弘					
	6番 委員	前 田 秀 幸	12番 委員	佐 藤 龍 也					
参 与	事務局長 沼 下 利 広 総務係 谷 口 方 基								
議案説明のため出席した者 なし									
令和7年 月 日 上記のとおり、会議の顚末を記載し、相違ないことを証するため署名捺印する。									
会 議 録 署名委員	農委会長 3番 _____ 11番 _____ _____								

[illegible]

会 議 の 経 過	
事務局長	全員おそろいですので、これより、第20回厚沢部町農業委員会総会を始めます。
会長	さっそく総会に入りたいと思います。よろしくお願いします。
会長	日程第1、出席者の報告。14名出席です。 日程第2、議事録署名委員の指名について、3番、11番お願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局説明をお願いします。
事務局	報告第1号 下記農地について利用権設定の解約の申し入れがあり、農地法第18条第6項の規定により通知がありましたので報告します。 1番 借主は当路の〇〇〇〇さん、貸主は中館の〇〇〇〇さん、土地の所在は中館〇〇ほか9筆で、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は60,567.86㎡、契約期間は令和4年3月25日から令和9年3月24日まででした。所有権移転にともなう解約です。
会長	報告ですが、何か聞きたいことがあれば。 なければ、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	議案第1号 下記のとおり利用権設定のため農地法第3条の規定による許可申請があったので適否について意見を求めます。 1番 譲受人は札幌市の〇〇〇〇で、譲渡人は苫小牧市の〇〇〇〇さん。 土地の所在は鶉町〇〇ほか1筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は810㎡です。対価は10aあたり田で約150,000円、畑で約60,000円となっております。
会長	事務局の説明終わりました。補足説明をお願いします。
奈良委員	〇〇〇〇さんの旦那さんの会社を買ってもらえないかという話をしたそうですが、会社の方では買わないということで、ただ、会社のつながりでこちらの法人が買うことになったそうです。会社の詳細については、後ほど事務局から説明があります。
事務局	(株) 〇〇〇〇という会社ですが、福祉系の会社で、子どもや障がい者、お年寄りなどに農業体験をしてもらうなどの活動をしている会社で、札幌では認定農業者までは行かないですが、耕作証明を出せるくらい札幌市では農地を所有しています。今回、道南の方でも事業展開していきたいということで、今回の売買となりました。
会長	補足説明終わりました。何か質問・意見ありませんか。
下川部委員	厚沢部町で農地を所有していない人が、農地を買おうと思ったら、最低面積はいまどのくらい必要ですか。
事務局	下限面積は令和5年4月から撤廃されています。 誰でも買えるかというと、そこはまた簡単ではなくて、いろいろ聞き取りなどして、耕作者として適格かどうか農業委員会で判断してもらわなければなりません。 同社は、毎年札幌市の農業委員会に適格法人としての届出もして、了承されています。
会長	ほか何か質問・意見ありませんか。
委員	ありません。

会 議 の 経 過	
会長	無ければ申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	では、申請通り許可します。
	次に議案第２号 農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。
事務局	議案第２号 下記農地につき、農用地利用集積計画により所有権移転の申請があったので、適否について意見を求めます。 １番 譲受人は当路の〇〇〇〇さん、譲渡人は中館の〇〇〇〇さん、土地の所在は中館〇〇ほか１８筆。地目は公募現況ともに記載のとおり、合計面積は 69,657.68 ㎡、対価は 10a あたり約 45,000 円となっております。 ２番 譲受人は南館町の〇〇〇〇さん、譲渡人は社の山の〇〇〇〇さん、土地の所在は城丘〇〇ほか６筆、地目は公募現況ともに記載のとおり、合計面積は 32,280 ㎡、対価は 10a あたり田で約 115,000 円、畑で約 20,000 円となっております。
会長	事務局の説明終わりました。補足説明をお願いします。
西口委員	１番について。報告第１号にもありました、元々〇〇〇〇さんが作付けしていて、今回売買したいとなり、今回の申請となりました。対価に関しては少し低めなのですが、地図を見てもらうとわかる通り、少しすり鉢状になったような農地で条件的にあまり良くないということで、このような単価設定になったのだと思います。 ２番について。城丘のダムに向かう道で、元々〇〇〇〇さんが耕作していて、今回売買したいということです。〇〇の方は畑が、あまり条件が良くない農地で、畑の単価が少し安くなっています。
会長	補足説明終わりました。何か質問・意見ありませんか。
委員	ありません。
会長	無ければ申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	では、申請通り許可します。
	以上で本日の議案審議は終了しました。 ～了～